

# 高砂けやき学園 いじめ防止基本方針

## (1) 基本理念

学校は、いじめの防止を実現するため、以下の取組を行う。

- ① 児童・生徒が、安心した学校生活を送るための取組
- ② すべての児童・生徒が、いじめを正しく認識し、理解・行動・評価できるようにするための取組
- ③ いじめに対する地域や家庭を含めた組織的な対応を可能とするための取組
- ④ 地域や保護者への普及啓発と、基本方針の検証を行うための取組

## (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、その子が在籍する学校等の中で一緒に生活している他の子供たちから、心理的・物理的な影響を与える行為を受け、心身の苦痛を受けることをいう。

<具体的な行為>

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶたれたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品を強要される。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## (3) いじめ問題解決のための基本姿勢

### ① 基本的な考え

本学園のいじめ防止に関する基本方針は、「児童等は、いじめを行ってはならない」という「いじめ防止対策推進法第4条」の精神を受けて制定する。

いじめは、全ての児童・生徒に関係する行為であり、すべての児童・生徒がいじめを行わず、他の児童・生徒に対して行われているいじめを放置することをせず、児童・生徒がいじめに対する理解を深めることによって、児童・生徒が安心して学校生活に取り組む事ができるように、学校・地域・保護者その他の関係者の連携の下、対策を講ずることとする。

### ② いじめの発見・通報を受けたときの対応

学校及び学校の教職員は、保護者・地域・関係諸機関の連携の下、いじめの事実の有無の確認のための措置を適切かつ迅速に講じるものとする。

### ③ いじめられた児童・生徒または保護者のための対応

学校は、いじめがあったと確認された場合には、いじめをやめさせ、防止するための指導を速やかに行うとともに、いじめを受けた児童・生徒および保護者への助言・支援を継続的に行う。

④ いじめた児童・生徒または保護者のための対応

学校は、いじめを行った児童・生徒に対して、必要な指導を行うとともに、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活をおくることができるように必要な措置をとる。この措置には、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒及び学校教育法第35条第1項の規定に基づく出席停止等、必要な措置が含まれる。

また、学校は、いじめを受けた児童・生徒の保護者といじめを行った児童・生徒の保護者との間で争いが起きないように、いじめの事案に関わる情報をこれらの保護者と共有するための必要な措置をとる。

⑤ いじめが起きた集団への対応

学校は、いじめを起こした集団に対して、質問票その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを二度としたり見逃したりしないように、いじめに対する理解を深めるための指導を行う。

⑥ ネットいじめへの対応

学校は、インターネットを通じて行われるいじめに対して、関係諸機関との連携を得て、早期発見に努めるとともに、そのような行為をしないように必要な啓発活動を行う。

#### (4) 組織の設置

① 「高砂けやき学園いじめ防止委員会」全体会を設置する。

- ・ 学校 : 校長・副校長・生活指導主任・各学年代表・養護教諭・SC
- ・ 保護者代表 : PTA 会長または副会長
- ・ 地域代表 : 主任児童委員、青少年委員
- ・ 児童・生徒代表 : 生徒会代表、代表委員会児童代表
- ・ 開催時期 : 夏と冬の年2回開催
- ・ 目的 : 学校と地域の現状報告  
: 学校と地域の対策の確認・検討・修正  
: いじめに関する児童・生徒の考え方の発表  
: 意見交換 その他

②校内委員会：「豊かな心育成委員会」を小中学校それぞれに設置する。

- ・ 目的 : 学校の現状の把握及び、今後の対応への確認・検討・修正

**【中学校】**

- ・ 構成 : 生活指導部会を SC 勤務日に開催し、養護教諭の参加も得て開催する。
- ・ 開催時期 : 毎週1回を原則とする。

**【小学校】**

- ・ 構成 : 生活指導部員を中心に必要に応じて、SC の参加を仰ぐ。
- ・ 開催時期 : 月1回の生活指導部会を設定  
水曜日の生活指導終礼を月に1回「いじめ対応」に特化して行う。(全職員)

③組織の役割

- ・ 定期的な方針の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめへの対応
- ・ 情報の収集と記録

- ・地域・保護者・児童・生徒への方針の説明

## (5) 具体的な対応

- ① いじめを許さない子どもの声をまとめる。

### 【中学校】

- ・生徒総会でのスローガン採択 → 「『ふざけただけ』の一言で、終わるものじゃない」
- ・「いじめのない明るい学校生活を送るための取組」のテーマで、学級・委員会で目標を設定する。
- ・生徒総会での各クラス・委員会の取組の発表後、学校スローガンを採択する。
- ・各学級・委員会での討議の前に、「ショートエンカウンター」を実施し、真剣に話し合える体制を作る。

### 【小学校】

- ・ふれあい月間を活用して、代表委員会で「いじめのない明るい学校を送るための取組」について、計画し、全学年に呼びかける取組を行う。

- ② 自己有用感を育てるための取組

### 【中学校】

- ・小中一貫教育校としての異学年交流。
- ・運動会、合唱コンクールなどの異学年交流、クラス活動
- ・構成的グループエンカウンターを、年間を通して定期的に行い、人間関係構築能力を高める取組を実践する。

### 【小学校】

- ・縦割り班活動の中で、それぞれの学年の責任を果たす活動を通し、認め合う活動を具体的に実施する。
- ・各教科、領域、日常活動の中で、互いのよさを認める振り返り活動を行い、伝え合う活動を行う。

- ③ いじめの実態調査

### 【中学校】年間4回のいじめ実態調査を実施

- ・ 4月 進級・入学直後
- ・ 6月 ふれあい月間中
- ・ 11月 ふれあい月間中
- ・ 2月 ふれあい月間中

### 【小学校】年間5回のいじめ実態調査

- ・ 4月（上旬） 進級・入学直後
- ・ 6月（中旬） ふれあい月間中
- ・ 10月（上旬） 2学期実態把握
- ・ 11月（下旬） ふれあい月間中
- ・ 2月（上旬） ふれあい月間中

- ④ 児童・生徒の実態分析および教員の研修

### 【中学校】

- ・QU とエンカウンターの全面实施
- ・10月に1・2年、6月に3年で、「QU」を実施する。その後、学年で分析会を行い、三者面談の資料とする。
- ・「構成的グループエンカウンター、QU分析」についての研修を実施する。

**【小学校】**

- ・「いじめの理解」に関する職員研修（生活指導終礼にて）

⑤ 人権教育・いじめの実態についての情報公開

**【中学校】**

- ・保護者会でのモデル事例の報告とアンケート報告を実施する。
- ・年間3回のふれあい月間のうち1回、「人権」をテーマにした道徳授業を全校一斉に行い、保護者に公開する。
- ・道徳の時間を充実させるとともに、道徳授業地区公開講座を毎年実施する。
- ・「人権」に関する講演会を、毎年1回実施する。
- ・国語科で「人権作文」に取組み、毎年区のコンクールに応募する。

**【小学校】**

- ・授業公開の折に、6月「いじめ」11月「人権」に関する内容を取り上げ、保護者への啓発を図る。
- ・全校で、「人権標語」に取組、区のコンクールに参加する。

⑥ 教育相談窓口の周知徹底

**【中学校】**

- ・1年生 SC 全員面談の実施
- ・「いじめを許さない」ポスターの掲示
  - ア 美術の課題の一つとして、毎年作成。
  - イ「SC室・保健室・担任への一声相談」を盛り込む。
  - ウ 優秀作品を職員室・保健室・SC室前に掲示、学校便り・HP等で公開する。

**【小学校】**

- ・5年生 SC 全員面接の実施
- ・教育相談室便りの発行
- ・関係諸機関の周知

⑦ 授業規律の徹底 「かつしかっ子宣言」の趣旨徹底

**【中学校】**

- ・「かつしかっ子宣言」のポスター掲示
- ・班活動のルール of 掲示
- ・「学び方の基本」についてのアンケート調査を毎学期実施する。



**凡事徹底**

**【小学校】**

- ・「高砂スタンダード」「高砂の子」の活用
- ・学び方についての振り返りを行う。
- ・よさをしっかりほめるための時間確保や言葉かけの工夫を行う。



**高砂五自**

⑧ その他

- ・情緒障害学級、副籍交流の児童・生徒への理解や配慮事項について、教員の共通理解を深める。
- ・児童・生徒・保護者への理解を深めるための啓発活動を行う。